

受戒作法における三帰の位置

——道宣と道世の五種三帰を中心に——

阿 純 章

(早稲田大学)

一 はじめに

仏と法と僧の三宝に帰依をする、いわゆる三帰は、言うまでもなく仏道に入る第一歩であり、受戒作法において重要な行為として位置づけられている。中国で受戒作法における三帰を体系的に論じたのは唐代初期の南山律師と称される道宣と、『法苑珠林』の選者で知られる道世で、彼らは三帰を五種に分類して論じている。すなわち翻邪三帰・五戒三帰・八戒三帰・十戒三帰・具戒三帰である。この五種の分類の典拠については、道宣・道世ともに『毘尼母經』とするものの、その経説には彼らの五種三帰と厳密に一致するものがなく、特に翻邪三帰は新たに設定されたものであることが分かる。そこで本論では、まず五種三帰の組織を考察し、さらにその体系が形成された経緯を分析する。その際に新設の翻邪三帰という形態が導入された要因についても論及したい。

本題に入る前に道宣と道世の関係について触れておくが、二人は共に智首について具足戒を受けた同門で、玄奘の帰国にともない訳経事業を補佐し、西明寺の建立にあたっては居住を共にして、まさに双翼兩輪のごとく律学の宣揚

につとめたが、その親しい関係もあって、彼らの律学の理解には驚くほどの一致点があり、五種三帰についても両者の見解には大きな相違はない。よって、ここでは相互の細かな差異を論じても意味がないので、道宣の著作に従って論述し、必要な場合のみ道世の意見に言及する。

二 五種三帰とは

五種三帰についての記述は道宣・道世の著作に散見するが、全体の内容を総括して述べているのは道宣の『四分律拾毘尼義鈔』（『義鈔』と略称）なので、その解説を軸に論じたい。翻邪三帰については『義鈔』に、「此の人邪を信じてより来^{このかた}久しく、今始めて仏法に入りて、即受するを得ず。まず三宝に帰して翻邪入正せしめ……」⁽¹⁾とあるように、長い間外道を信仰していた者が仏教徒になるには、すぐに戒を受けることはできないので、まずこれまでの信仰を翻して、三帰のみを受けるとというのが基本的な意味である。⁽²⁾

それ以降の三帰は、五戒・八戒・沙彌十戒・出家具戒を受ける際に行う三帰であることは一見して分かるが、この中で注意すべきは具戒三帰である。一般的に具戒というと、比丘二百五十戒や比丘尼三百四十八戒の具足戒を指すが、『義鈔』の具戒三帰の解説を見ると、「故に四分に云ふ、仏法僧に帰依し、今如来の所に於いて出家す、如来至真等正覚は是れ我が世尊なり、とは即ち出家受具足戒と名づく」と。十誦に又云ふ、三帰を具すとは、三宝に帰し已り、三たび我仏に随ひて出家すと唱へて、即ち戒を受くるを得、と⁽³⁾とあるように、『四分律』や『十誦律』を引いて、特定の戒を受けずに三帰のみで出家具戒を得ることが述べられている。さらに同じく道宣の『四分律刪補随機羯磨疏』「諸戒受法篇」（『羯磨疏』と略称）を見ると、「五種三帰有り、……中略……唯だ具戒は今に行はれず。余の四は

通じて有り⁽⁴⁾」とあり、五種三帰の中の具戒三帰は現在行われていないという。また現行の具戒については「凡そ具戒は三帰を以て得ざるなり。要す多縁多力の白四羯磨に由る。功德深広なるが故に。此れ制後に抛りて言を為す。八年已前は亦三帰に由りて具戒を發するなり⁽⁵⁾」と述べている。つまり、(現行の)具戒は三帰によって得るのではなく、縁と力の豊富な白四羯磨によるのであるが、白四羯磨が制定される以前の八年間(すなわち釈尊成道後の八年間)は、三帰のみの具戒が行われていたという。したがって、五種三帰中の具戒三帰とは、釈尊成道後八年間の未だ戒が制定されていない時期の出家の方法を指していることが知られる。

三 五種三帰における発戒

次に五種三帰における発戒の問題を考察したい。まず翻邪三帰の場合は、『義鈔』の解説に「戒品を發さず、商兄弟の説の如し⁽⁶⁾」とあるように、提謂波利の二商主が帰依したように、三帰は受けるものの戒品は發さないという。また道宣の『四分律刪繁補闕行事鈔』『導俗化方篇』(『行事鈔』と略称)には翻邪三帰の作法が述べられているが、三帰の後に「即ち善法を發す⁽⁷⁾」とあり、さらに三竟の後には、『薩婆多毘尼毘婆沙』(『薩婆多論』と略称)を引用して「若し淳重心あらば、教・無教を具す⁽⁷⁾」とあるのが注目される。

教・無教については『薩婆多論』の原文を見てみると、「論者有りて言ふ、三帰は是れ教・無教の性なり。三帰を受くる時、胡跪合掌して口に三帰を説く、是れを身口教と名づく。若し淳重心あらば、身口の無教有り、是れを教・無教と謂ふなり⁽⁸⁾」とあり、胡跪合掌は身業、三帰文を唱えるのは口業で、これらの身口の行為には教があるが、そこにもし混じりけのない篤い信心があれば、身口の行為に無教が具わり、このような教と無教を本性とするのが三帰で

あると述べている。⁽⁹⁾

次に五戒三帰以降については、受戒を行う以上、当然戒が発せられるので、ここでは発戒の時節が問題になる。このことについては『義鈔』で次のように述べている。

問ふ、五戒を受くる者、何時に戒を発するや。答ふ、要ず三帰を受け已らば五戒を得、而して前人をして名字を識らしめんと欲するが故に、須らく之を説くべし。……中略……諸説中に於いて、三帰を受け已りて五戒を得とは、此は是れ定義なり。八戒十戒も亦皆是の如し。⁽¹⁰⁾

（※発表者が補う）

この文言は『薩婆多論』をほぼ全面にわたって踏襲しているが、解説すると、五戒を受ける際に戒はいづれ発するかという問いに対し、戒は三帰を受け終わった時点で発し、三帰の後に戒相を説くのは、受戒者に戒の名字を知らしめるためだという。またこれは八戒、十戒でも共通するとしている。

さらに道宣の『四分律刪補隨機羯磨』「諸戒受法篇」⁽¹¹⁾（『隨機羯磨』と略称）には受五戒の作法が見られるが、その中の三帰法をみると、三帰と三竟の間の注釈で「向に三帰を授くは、正に是れ戒体なり」⁽¹²⁾とあり、『義鈔』と同様に、三帰を受け終わった時に戒体が発せられると考えている。この五戒の三帰作法は『大智度論』に依拠するが、戒体についての言及は『大智度論』に見えないので、『薩婆多論』の説に基づいて意図的に付加されたようである。⁽¹³⁾このように三帰で発戒する考えを本論では三帰発戒説と呼びたい。

四 三帰と懺悔の関係

次に三帰と懺悔の関係について考えたい。ただし、十戒と具戒では懺悔がないので考察から除外する。まず翻邪三

帰の場合は、『義鈔』に、「先づ三宝に帰して、翻邪入正せしめ、後に始めて懺悔す⁽¹⁴⁾」とあるように、三帰の後に懺悔を行うと言っている。三帰と懺悔の順については、この引用の直前に「何故に智論に、三帰を受け竟りて、然る後に懺悔すと云ふ」という問いがあるので、『大智度論』に説かれる順序にしたがって三帰の後に懺悔を行うと考えていることが分かる。ところが『行事鈔』の翻邪三帰の解説を見ると、「今創めて帰投せば、必ず邪業を翻ず。阿含等の經、並に先づ懺せしむ⁽¹⁵⁾」とあるように、阿含經類では全て先に懺悔を行っていると述べている。そうすると、『義鈔』でいう『大智度論』の順序と逆になる。ただし実際の阿含經に説かれる三帰は、必ずしも明確に懺悔との順序が決まっているわけではないので、道宣の表現には誇張があるが、例えば『中阿含經』の尼捷子帰依の説話に代表されるように、外道の弟子が自分の無知を恥じて、懺悔してから釈尊に帰依するという話が若干パターン化している形跡があるので、おそらくこのような説話をもとに、懺悔をして三帰するという順序を認識したと思われる。そこで道宣は⁽¹⁶⁾『大智度論』に示される順序との矛盾を補うために『行事鈔』でさらに「必ず懺を設くることを論ぜんには、時に随ひて誦習し、亦通じて用ふるも得⁽¹⁷⁾」と述べて、懺悔は随時に配置できると柔軟な解釈をしている。

道世の場合は、道宣よりも徹底していて、『毘尼討要』に「智度論に云ふ、先づ三帰を受けて已後始めて懺悔す。諸師解して云ふ、此は是れ翻邪三帰なりと。故に先づ受けて後に懺す。若し五戒八戒の三帰を明かさば、中阿含經に依りて、必ず先に懺して後に受くるなり⁽¹⁸⁾」と述べて、『大智度論』のように懺悔の前に置く三帰を翻邪三帰とする一方で、『中阿含經』のように懺悔の後に置く三帰は受戒のための三帰であるとして、明確に類別している。

五戒三帰以降の懺悔との関連については『義鈔』に言及されないが、『行事鈔』や『隨機羯磨』の説を踏まえると、五戒と八戒の受戒法では、いずれも翻邪三帰とは逆に、先に懺悔、後に三帰の順序を説いている。その際、阿含經の

説が引き合いに出されるが、先述のように、阿含経にはその必然性がはっきり示されているわけではない。

それではなぜ五戒・八戒を受ける時には必ず先に懺悔を行わなければならないのであろうか。先述の内容と部分的に重複するが、『義鈔』の記述を見ると、

摩夷に云ふ、前の三帰は是れ出家にして、三結竟らば即ち具足を発す。問ふ、若し爾らば、懺悔の法は往愆を殄つくして身心をして淨然ならしめ、後に受けんことを乞ふ。何故に智論に三帰を受け竟りて、然る後に懺悔すと云ふ。⁽¹⁹⁾

とあり、論蔵の三帰発戒説を示したうえで、三帰は懺悔によって身心を清浄にしてから受けるべきなのに、『大智度論』ではなぜ三帰の後に懺悔を行うのかと問い、それに対して『大智度論』の三帰は翻邪三帰であると答えている。このことからすると、受戒における三帰が懺悔の後でなければならないのは、三帰で発戒する説と関連があると考えられる。つまり、発戒の条件は心身が清浄であることなので、発戒の前に滅罪がなされなければならないのである。したがって三帰による発戒を説くならば、必ず三帰の前に懺悔を行わなければならないのである。その一方で翻邪三帰の場合は発戒の必要がないので、懺悔はどの時点で行っても基本的には問題ないのである。

これで論理上は筋道が立つが、八戒の作法においては未だ一つ問題が残されている。それは道宣の八戒作法は『大智度論』の受一日戒法に基づくが、『大智度論』の原文では、先に三帰を行つた後に懺悔をする順になっていることである。⁽²⁰⁾つまり、このままでは三帰発戒説と齟齬が生じてしまうのである。そこで『行事鈔』では、「論に云ふこと此の如くなるも、応に受くる前に在るべし」⁽²¹⁾と注記して、懺悔はあくまでも三帰を受ける前に行うべきことを示して『大智度論』の説に異議を唱えている。

その一方で道世はこの問題をより大胆に処理して、『法苑珠林』では『大智度論』によるといいながら、三帰の後に設定されている懺悔文を削除して、代わりに「既に戒を受得し已る⁽²²⁾」という文句を加えて、『大智度論』の受戒法があたかも三帰発戒説に合致するかのように改変している。

ところで、道宣と道世は翻邪三帰の解説で、三帰の後に懺悔を位置づける例として『大智度論』を挙げて、その三帰を翻邪三帰と見做していることを先に述べた。ところが現行の『大智度論』には、この受一日戒法のほかに三帰の後に懺悔を説く記述は見られないのである。そうすると、翻邪三帰と見做される三帰とは、この受一日戒法の三帰を暗に指しているかもしれない。ただし『大智度論』の三帰はあくまでも八戒を受けるための三帰なので、もしこれを翻邪三帰と見做すのであれば、彼らの解釈はかなり強引なものと言わねばならない。もっとも二人が見た『大智度論』が現行本の内容と完全に一致するとは限らないが、何れにしても道宣と道世は『大智度論』における三帰と懺悔の順の問題に対してかなり苦心している様子が伺えるのである。

五 五種三帰の条件

次に五種三帰を受ける条件について見てみたい。翻邪三帰については、『義鈔』に「五道皆三帰を得るも、唯だ重獄を除く⁽²³⁾」とあるように、地獄の中でも重い罪で落ちたものを除いて、五道の衆生は全て三帰を受けることができる⁽²⁴⁾と述べている。この考えは『薩婆多論』に基づいている。

その一方で受戒の場合は具体的な戒律を守る必要がある⁽²⁵⁾ので条件が厳しくなる。『義鈔』では「五逆罪、賊住、汙尼、二根、先に五戒を犯す等、是の如き一切皆受くるを得ず⁽²⁵⁾」⁽²⁵⁾といつて、五逆罪等がある者の受戒を許さず、また

『隨機羯磨』では、「律に天子・阿修羅・非人・畜生、戒を得ずと云ふが故に。論に云ふ、三帰五戒は唯だ人中のみ有り。余道の無き所なり、と」⁽²⁶⁾ というように、律や論を引いて、五道の中では人道のみが戒を受けることができるとしている。ここに「三帰五戒」とあるが、当然五戒だけに限定されるのではなく、具戒にいたる全ての戒に渡ること(27)は言うまでもない。因みに「論」とは『薩婆多論』のことで、原文は「波羅提木叉戒」としている。

六 五種三帰のまとめ

以上、五種三帰の特徴を概観したが、ここでまとめておくと、翻邪三帰は三帰のみで在家信者になれる作法で、戒を発することはないが、受得することによって善法が発せられ、教・無教が具わるといふ。またこの三帰には懺悔が必要で、基本的には三帰が先で懺悔が後の順である。ただし道宣は、懺悔は適宜に行うことができると柔軟にとらえている。さらに、翻邪三帰を受ける条件については、五道に通じて得ることができるとする。

翻邪三帰以降の受戒三帰の場合は、三帰を受けることによって五戒・八戒・十戒・具戒の各々の戒が発せられる。五戒と八戒については懺悔が必要で、これは翻邪三帰の順序と逆に、まず懺悔によって心身を清浄にしてから三帰を行わなければならない。また受戒三帰の条件については人道のみに限られる。

七 五種三帰の典拠について

五種三帰の典拠については、道宣・道世ともに『毘尼母経』としているが、おそらく次に挙げる記述を参考にして五種三帰の分類がなされたと考えられる。⁽²⁸⁾

三婦に二種有り。一には五戒・十戒・八斎を受くるが為の故に三婦を受く、乃至二百五十戒を受くるが為の故に三婦を受く。二には直ちに三婦を受く。爾る所以は、爾の時に当たり、仏未だ二百五十戒乃至八斎を制したまはず。是の義を以ての故に、直ちに三婦を説きて受具を得るなり。仏制して、三語受戒を聴ゆるさず。已後は三語有りと雖も成就せざるなり。⁽²⁹⁾

この記述によると、三婦には二種あり、一つは五戒乃至二百五十戒の戒を受けるための三婦で、もう一つは、直ちに三婦を受けるもので、釈尊在世時に限られる具戒三婦である。もしこの二種の三婦を細かく分ければ、五戒三婦・八戒三婦・十戒三婦・二百五十戒三婦・直受三婦（具戒三婦）となり、一応は五種になるが、これは道宣・道世の五種三婦と厳密に一致しないことが容易に見てとれる。つまり、『毘尼母經』の三婦の分類では二百五十戒三婦が挙げられているが、道宣・道世の五種三婦では『薩婆多論』の説にしたがい、三婦による受具を認めず、白四羯磨による受具を説くので、二百五十戒三婦を定めていない。また、『毘尼母經』には翻邪三婦に該当するものが見出せない。しかも、この經典には「優婆塞は、止だ三婦のみに在らず、更に五戒を加へて始めて優婆塞と為ると名づくることを得るなり⁽³⁰⁾」とあるように、三婦だけでなく五戒を受けないと優婆塞として認められないと考えているので、三婦のみで在家信者になれる翻邪三婦の考えとは真っ向から対立するのである。

八 翻邪三婦の導入

それでは、どうして道宣と道世は翻邪三婦を導入したのであろうか。翻邪三婦という言葉は漢訳經典に見出せないので、おそらく中国でつくられた用語と思われる。用語の由来については後で考察することにして、道宣や道世はい

かなる思想的根拠のもとで翻邪三帰を説いているのかを分析してみると、それは『薩婆多論』に求められる。繰り返しになるが、道宣と道世は五種三帰を受ける条件として、翻邪三帰の場合は五道すべての衆生が受けることができ、それ以降の受戒三帰は人道だけに限られると説いているが、この考えは『薩婆多論』に基づいている。その本文は長文なので略述すると、まず「凡そ波羅提木叉戒を得る者は、五道を以て言へば、唯人道のみ戒を得。余の四道は得ず」といって、五道の中で人道だけが受戒できるとしたうえで、四道をはじめ罪人などの個々のケースを挙げて受戒が認められない例を示し、最後に「大にして之を覩れば、仏法を愛する者は蓋し言ふに足らず、若しは天、若しは龍、若しは鬼神、若しは鬱單越、若しは不男、二根、種種の罪人も尽く三帰を受くることを得るなり」⁽³¹⁾とあるように、人道以外の衆生や罪人であっても皆三帰は受けることができると説いている。つまり、ここに三帰だけでも在家信者になれる可能性が示されているのである。そうすると、道宣や道世はこの『薩婆多論』の説を踏まえて『毘尼母經』の三帰の分類にない翻邪三帰を新たに加えたと考えてよいだろう。

また、推測が許されれば、外来の宗教である仏教を受け入れた中国においては在家信者が戒律を厳守するのが困難なこともあったと想像されるので、このように三帰のみの在家信者を積極的に認めることは、中国社会において広く仏教の浸透をはかるうえで大きな意義があったのではなからうか。

さらに翻邪三帰を導入した要因を作法の構造上の問題から分析してみると、翻邪三帰の新設は論理的な矛盾を解消するうえでも必要性があったと思われる。先に述べたように『大智度論』の三帰と懺悔の配置は三帰発戒説の立場からすれば齟齬をきたすものだが、実はこの問題は中国で比較的広く問題になっていた形跡がある。このことは以前発表したので概要だけ述べると、中国で行われた初期の受菩薩戒や受八戒の作法は、『大智度論』と同様に三帰の後に⁽³²⁾

懺悔を行っており、そもそもこれがインド伝来の配置であったが、ある時期から中国では、その配置を逆にした受戒法が行われるようになり、特に八戒の作法ではそれが定型化してゆくのである。三帰と懺悔の配置が改変された時期ははっきりしないが、六朝末か、下つても道宣・道世の少し前には改変がはじまったのではないかと推測する。その要因として、一つは、三帰を懺悔の後に置くことで、三帰と説戒相を一連の作法としてまとめるためだったと思われる。またもう一つは三帰発戒説と関りがあると思われる。例えば、『菩薩戒義疏』に紹介される「新撰本」の受菩薩戒の次第を見ると、構成はやや複雑だが、懺悔の後に三帰が置かれ、三帰の注記部分に「此の三帰を以て発戒す」とあるのが注目される。つまり、三帰で戒を発するならば、その後で懺悔するのは道理に適わないので、懺悔は三帰よりも前に行われなければならないはずである。そうすると、「新撰本」がインド伝来の三帰と懺悔の配置を改変しているのは、三帰発戒説との調和をはかるのが主たる要因であったと考えられる。

このように中国で受戒法が改変される中で、道宣・道世もまた三帰と懺悔の配置の解釈に苦慮した形跡がみえるが、戒律に厳密であった彼らとしては単に構成を改変するだけでなく、翻邪三帰の概念を導入することで、懺悔の前に三帰が行われる問題を解決しようとしたのではないだろうか。

九 五種三帰の源流

これまで漢訳經典との照合から五種三帰の形成を考察してきたが、中国では道宣や道世より以前に一例だけ五種三帰の発想に近い説が見出せる。すなわち南齊・蕭子良の『淨住子淨行法門』第二十門「戒法撰生門」には次のごとく七種に類別された戒が並び、この中に翻邪三帰・五戒三帰・八戒三帰の語が見える。⁽³⁴⁾

第一翻邪三帰 第二五戒三帰

第三八戒三帰 第四十戒

第五具戒 第六十善戒

第七大菩薩戒

此の七戒の防ぐ所の過境は、近くは大千世界内の一切の六根六大に約し、並に是れ戒境なること、広くは常説の如し。⁽³⁵⁾

しかし一瞥して分かるように、この分類の仕方は甚だ曖昧で、末文に「七戒」とあるからには、戒を七種に類別していると思われるが、前半部分を見ると、三帰の種類を述べているようにも見える。このように分類の仕方に一貫性がない原因は、道宣による原文の無理な要約によるかもしれないが、その一方で道宣による加筆の可能性も否定できない。実際、道宣の加筆は先学の研究によっていくつか確認されている。ただし道宣の編集は基本的には原文の表現に忠実で、大幅に手を加えることはなかったようなので、もしここに加筆があったとしても、五種三帰に関連する語句を少し加える程度だったと考えられる。⁽³⁶⁾

原本が存在しない以上、確かなことはいえないが、一つの手がかりとして、蕭子良よりも八十年ほど後代の智顗の三帰の解説をしてみるが、紙数の都合で結論だけ述べると、『次第禪門』や『法界次第初門』における三帰説では、翻邪という語、善法や戒品を発する考えなど、五種三帰の体系でも重要な概念が見られるが、翻邪を意味する三帰と戒品を発する三帰を区別するような意識が片鱗すらなく、翻邪三帰や五戒三帰などの種別を知って論じているとは思えない。⁽³⁷⁾ 理論構築に巧みな智顗でさえ翻邪や三帰についての考究が深められていないのに、その半世紀以上も前に、

翻邪三帰・五戒三帰などの三帰の種別が歴然としているのは不自然に思える。

また、翻邪三帰という用語の由来について考えると、三帰を翻邪という語と結びつけるのは、『涅槃經』の三帰説に起因する。『法界次第初門』に説かれる三帰の定義には、外道を棄てて正しい教えに帰する考えが色濃く表れているが、それは『涅槃經』の「仏に帰依する者を 真に優婆塞と名づく 終に更に其の余の諸の天神に帰依せず 法に帰依する者は 則ち殺害を離る 聖僧に帰依する者は 外道を求めず 是の如く三宝に帰すれば 則ち無所畏を得」⁽³⁸⁾という偈文より導かれていた発想であり、翻邪という語も『涅槃經』の三帰説を踏まえた用語と思われる。さらに、灌頂や吉蔵、また道宣より少し下って法蔵も『涅槃經』に基づいて三帰を翻邪という表現で意味づけている。⁽³⁹⁾しかしその一方で、梁代までの涅槃學派の諸説を集めた『涅槃經集解』には翻邪という語が見られないので、蕭子良の時代には未だ三帰と翻邪の語の結びつきがなされていないか、もしくは一般的でなかったようである。もっとも蕭子良も『涅槃經』における三帰の偈文を参考に三帰説を述べているで、⁽⁴⁰⁾彼自身が三帰と翻邪の語を結びつけた翻邪三帰という語を用いたとしても不思議ではないが、道宣の五種三帰のように受戒三帰と類別する意味で翻邪という概念を捉えるには時期が早すぎるように思われる。ただし、このことだけで道宣の加筆と断定するには根拠が不足しているので、この問題について今後さらに慎重に考察する必要がある。

十 結 語

以上、道宣と道世の五種三帰について考察した。最後にまとめると、彼らの五種三帰は『毘尼母經』より着想を得ているとはいえ厳密には一致せず、二百五十戒三帰を省き、さらに『毘尼母經』の考えと対立する翻邪三帰を新設し

て、三帰のみの在家信者を認めている。このように改変した根拠は『薩婆多論』にあるが、特に翻邪三帰を導入した背景には、在家信者に対しては戒律の厳守を求めるよりも、より広く仏教の浸透をはかる意図があったと思われる。

また『大智度論』に説かれるようなインド伝来の受戒作法においては、懺悔の前に三帰を行うのに対して、中国ではこれを改変して、懺悔の後に三帰を行うことが一般化しつつあったが、翻邪三帰の設定は、懺悔の前に行う三帰の存在を論理的に説明するうえでも必要性があった。

また、翻邪三帰という語は中国でつくられた造語だが、三帰に翻邪の意味を関連付けるのは『涅槃經』の三帰説に起因し、南斉・蕭子良の『淨住子淨行法門』には早くも翻邪三帰という語を含めて五種三帰に近い分類が見られ、智顗、灌頂、吉蔵、さらに下って法蔵の三帰説でも翻邪という語が見出せる。ただし、『淨住子淨行法門』の記述については道宣が編集した際の加筆の疑いもあるのでさらに考察しなければならない。

註

- (1) 新文豊『正統蔵』七十一、七〇 上。
- (2) 大澤伸雄「翻邪三帰について」(『印度学仏教学研究』、第二十五卷 第二号、一九七五年)を参照。
- (3) 『正統蔵』七十一、七〇 下。
- (4) 『正統蔵』六十四、七一六 下。『羯磨疏』は宋・元照『濟緣記』に会本として収められている。
- (5) 『正統蔵』六十四、七三〇 下。
- (6) 『正統蔵』七十一、七〇 上。
- (7) 『大正蔵』四〇、一三九 下。道世も『法苑珠林』で発善法や『薩婆多論』に基づく教・無教のことをほぼ同様に説いている(『大正蔵』五十三、九二六 上)。

- (8) 『大正藏』二十三、五〇五 上。
- (9) 無教について道宣は『羯磨疏』の中で無作と同義であると説くが(『正統藏』六十四、七二七 上)、無作とは無表色のことで、色法戒体説をとる有部などでは戒体と見做されている。そうすると、発戒しない翻邪三帰が無作を具すというのはどう考えるべきか問題になるが、道宣自身は『成実論』の立場から非色非心の戒体を説くので、ここでいう無教は戒体とは別に考えるべきである。
- (10) 『正統藏』七十一、七〇 上・下。
- (11) 『大正藏』二十三、五〇六 中。
- (12) 『大正藏』四〇、四九五 下。
- (13) 『隋機羯磨』の三帰作法の記述では『大智度論』の名を明示していないが、『行事鈔』の五戒作法は、三帰を含めて『大智度論』の受五戒法(『大正藏』二十五、一五九 下)に全面的に依拠している。道世もまた『毘尼討要』で『大智度論』に依拠していることを明かしている(『正統藏』七〇、三五五 下)。
- (14) 『正統藏』七十一、七〇 上。
- (15) 『大正藏』四〇、一三九 下。
- (16) 『大正藏』一、『中阿含經』卷第三、四三五 上・卷第四、四四二 中。
- (17) 『大正藏』四〇、一三九 中・下。
- (18) 『正統藏』七〇、三五二 下。
- (19) 『正統藏』七十一、七〇 上。
- (20) 『大正藏』二十五、一五九 中・下。
- (21) 『大正藏』四〇、一四〇 上・下。
- (22) 『大正藏』五十三、九三四 上。
- (23) 『正統藏』七十一、七〇 上。文中に「五道」とあるのは修羅を除いた天・人・餓鬼・地獄・畜生を指す。
- (24) 『大正藏』二十三、五〇九 中・下。
- (25) 『正統藏』七十一、七〇 上。

- (26) 『大正蔵』四〇、四九六 下。
- (27) 『大正蔵』二二三、五〇九 中。
- (28) 五種三帰と『毘尼母經』の關係は、船山徹『南齊・竟陵文宣王蕭子良撰『淨住子』の訳注作成を中心とする中国六朝仏教史の基礎研究』【縮刷版】平成一五年度～平成一七年度科学研究費補助金（基礎研究（C）（2））研究成果報告書、二〇〇六年）を参照。
- (29) 『大正蔵』二十四、八〇二 中。
- (30) 『大正蔵』二十四、八〇二 中。
- (31) 『大正蔵』二三三、五〇九 下。
- (32) 拙稿『受菩薩戒儀及び受八齋戒儀の変遷』（『道教の齋法儀礼の思想史的研究』知泉書館、二〇〇六年）を参照。
- (33) 『大正蔵』四〇、五六九 上。
- (34) 『淨住子淨行法門』は原本が現存せず、道宣が要約した統略本が、『広弘明集』に収められている。
- (35) 『広弘明集』所収（『大正蔵』五十二、三一六 上）
- (36) 『淨住子淨行法門』における道宣の編集と加筆の問題については、塩入良道「文宣王蕭子良の『淨住子淨行法門』について」（『大正大学研究紀要』四六、一九六一年）と船山徹氏の前掲書を参照。
- (37) 『釈禪波羅蜜次第法門』（『大正蔵』四十六、四八四 中）・『法界次第初門』（『大正蔵』四十六、六七〇 中）
- (38) 『法界次第初門』（『大正蔵』四十六、六七〇 中・下）・『大般涅槃經』（『大正蔵』十二、四〇九 下）
- (39) 灌頂撰『大般涅槃經疏』（『大正蔵』三十八、一〇五 中）・吉蔵撰『勝鬘宝窟』（『大正蔵』三十七、六十一 上）・法蔵述『華嚴經明法品内立三宝章』（『大正蔵』四十五、六二三 上）
- (40) 「故経説云、帰仏清信士、不帰諸天神。」（『広弘明集』所収、『大正蔵』五十二、三一六 上）